

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

みなし解散会社は45万社に

Q：最低資本金に満たないためみなし解散となった会社は何社ぐらいあるのでしょうか。

A：法務省のまとめによると、約45万社となっています。

【解説】

平成8年6月1日をもって、最低資本金制度の基準を満たさなかったとして「みなし解散」となったのは約45万社（みなし解散率15.8%）で、その内訳は株式会社が約11万社（同9.7%）、有限会社が約34万社（同20.0%）となることになりました。

職権によるみなし解散は、平成8年4月1日の官報に公告、平成8年5月31日までに登記された資本金が株式会社は1千万円、有限会社は3百万円に満たない場合、または合名・合資会社に組織変更の申請をしていない時は、いずれも平成8年6月1日に解散したものとみなされます。

解散会社は清算中の法人となり、清算のための活動しかできないこととなりますが、こうした解散会社の多くは、すでに営業を廃止しているにもかかわらず、解散の登記をしていない休眠会社やペーパーカンパニーで、解散公告や通知があっても放置されたままのものと考えられているようです。

ただ、今回解散となった法人も、清算中は業務が限定されるものの、平成11年5月31日までに増資または組織変更を行えば会社を継続することが認められています。

